平成２９年度社会福祉法人十日町福祉会　介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者の名称・所在地）

第１条　本研修は、次の事業者が実施する。

（１）事業者名　　社会福祉法人十日町福祉会　　新潟県十日町市水口沢９９番地

（２）研修事業所名　　社会福祉法人十日町福祉会　　新潟県十日町市水口沢９９番地

（事業の目的）

第２条　介護サービスに従事しようとする者を対象として、基本姿勢、基礎的な知識、技術等を習得させることを目的とする。

（形式）

第３条　事業者は、事業所において、通学形式により本研修事業を実施する。

（研修事業の名称）

第４条　研修事業の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人十日町福祉会　介護職員初任者研修課程（通学形式）

（年間事業計画）

第５条　平成２９年度の研修事業は１回とし、下表の計画のとおり実施する。

実　施　期　間	募集定員
平成２９年５月～平成２９年９月	２４

（受講対象者）

第６条　受講対象者はいずれかの次の者とする。

（１）すべてのカリキュラムを欠席なく受講でき、通学可能な者。

（２）十日町福祉会の職員で、研修を必要とする者。

（研修参加費用）

第７条　研修参加費用は次のとおりとする。

（１）すべてのカリキュラムを欠席なく受講でき、通学可能な者。

内訳	金額	納付方法	納付期限
受　講　料	３６，６００円（税込み）	一括納入	研修初日
テキスト代	５，９１４円（税込み）	一括納入	研修初日
そ　の　他	研修科目を免除した場合は、1時間につき250円割り引くこととする。		

（２）十日町福祉会の職員で、研修を必要とする者。

内　訳	金　　額	納付方法	納　付　期　限
受　講　料	１８,６００円（税込み）	一括納入	研修初日
テキスト代	５,９１４円（税込み）	一括納入	研修初日
そ　の　他	研修科目を免除した場合は、1時間につき 100 円割り引くこととする。		

（使用教材）

第８条　研修に使用する教材は次のとおりとする。

「介護職員初任者研修テキスト　全２巻」　　中央法規　５，４００円（税込み）

「介護技術チェックシート」　　介護労働安定センター　５１４円（税込み）

（研修カリキュラム）

第９条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表１のとおりとする。

（研修会場一覧）

第 10 条　研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表２のとおりとする。

（各科目の担当講師一覧）

第 11 条　研修を担当する講師は、別表３のとおりとする。

（申込手続）

第 12 条

（１）受講に係る申込手続は次のとおりとする。

①　所定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付することとする。返信用封筒（長３型）には郵便番号・住所・氏名を記入し、８２円切手を貼付のこと。

②　事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講申込者へ送付する。

③　受講決定通知書を受け取った受講申込者は、第７条に定めるとおり研修参加費用を納入する。

④　事業者は、研修参加費用の納付が確認された後、教材を受講申込者へ配布する。

⑤　科目免除を必要とする者は、研修修了証明書の写しを申込書と一緒に提出する。

（２）受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合であっても教材費のみ徴収する。ただし、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

（３）応募人数が１０名に満たない場合は事業を中止する。

（受講時等の本人確認方法）

第 13 条　受講者は、受講申込時に、申込書に運転免許証の写しを添付し提出することとする。

事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であるかを確認する。

運転免許証を所持していない受講者については、健康保険被保険者証の写しを提出することとする。

（科目免除の取扱い）

第 14 条　受講申込時に、以下の有する資格及び研修の修了証明書の写しを添付することにより科目免除する。

（１）訪問介護員養成研修課程修了者に係る科目の免除

訪問介護員養成研修３級課程修了者は、別表１の「２　介護における尊厳の保持・自立支援」（９時間）科目及び「４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携」（９時間）科目を免除する。

（２）居宅介護従業者養成課程修了者に係る科目の免除

居宅介護従業者養成研修３級課程修了者は、別表１の「２　介護における尊厳の保持・自立支援」（９時間）科目及び「４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携」（９時間）科目を免除する。

（研修修了の認定方法）

第 15 条

（１）修了の認定は、第９条に定めるカリキュラムをすべて履修し、「９　こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。

（２）修了評価は、第９条に定めるすべてのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、100 点を満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で終了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

A：90 点以上	B：80～89 点	C：70～79 点	D：69 点以下

（３）合格に達しなかった受講者については、再試験を受けることとする。再試験の受講料は、２，０００円とする。

（研修欠席者の取扱い）

第 16 条

（１）理由の如何に関らず、研修開始から１０分以上遅刻した場合は欠席として扱う。

（２）欠席した者については「欠席届」を提出することとする。

（３）欠席した者には今回の「修了証明書」の発行はできない。ただし、今回の受講の継続は可能とする。

（補講の取扱い）
第 17 条　事業者は、補講は行わないものとする。

（受講の取消し）
第 18 条　事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。
（１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
（２）研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

（修了証明書の交付）
第 19 条　事業者は第 15 条により修了を認定された者に対し、新潟県介護職員初任者研修事業実施要綱 11 に規定する修了証明書を交付する。再交付する際には再交付料として 2,000 円を徴収する。

（修了者名簿の管理）
第 20 条
（１）事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
（２）修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

（研修事業実施担当部署）
第 21 条　研修事業は、法人本部企画課で行う。

（その他）
第 22 条　この学則に必要な細則及び、この学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

（その他研修実施に係る留意事項）
第 23 条　受講生は、研修中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

（附則）
第１条　この学則は、平成２９年４月１０日から施行する。